

平成25年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等
次の要件を全て満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

1. 全従業員に占める母子家庭の母及び父子家庭の父の割合について、全従業員数が100人以上の企業等にあつては6%以上であること。また、99人以下の企業等にあつては5人以上雇用していること。
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の正社員について、全従業員数が100人以上の企業等にあつては5%以上雇用していること。また、99人以下の企業等にあつては4人以上雇用していること。
3. 母子家庭の母及び父子家庭の父として平均勤続年数が5年以上であること。
4. 母子家庭の母及び父子家庭の父が仕事と家庭を両立して働き続けやすくなるような積極的な取組をしていること。
5. 重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
6. 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

○母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業等
次の要件を全て満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の確保に関心に取り組んでいると認められ、表彰するにふさわしい企業等を表彰することとする。

1. 「母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする団体」や「母子家庭の母又は父子家庭の父」に対する年間発注額を母子家庭の母又は父子家庭の父の雇用人数に換算し、母子家庭の母又は父子家庭の父を除いた従業員数に占める当該換算した数の割合が3%以上であること。
2. 母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする団体や母子家庭の母又は父子家庭の父に対する年間発注割合が一定程度であること。
3. 重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
4. 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。